

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び運用状況 個別注記表

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

株式会社 KeyHolder

「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.keyholder.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおける行動規範として「グループ企業理念」「グループ行動理念」「グループ法令遵守基本方針」を定め、グループウェアに掲示のうえ、情報発信等を行い、周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当該委員会において、コンプライアンス・リスク管理部門が立案したコンプライアンス及びリスク対応に関する重要な方針を審議し、その後の進捗状況を監視する。
- ③ 法令及び定款に違反する行為が行われ、又は行われようとしていることにつき、当社グループにおける使用人等が直接通報を行うための手段として内部通報制度を確立する。
- ④ コンプライアンスに関する啓蒙活動を行うことでコンプライアンス意識の向上を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の意思決定に関する記録や、職務権限規程に基づき決裁を受けた稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、保存及び管理を行う。

(3) 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループを統括するリスク管理規程を定め、当社各部門及び子会社に1名以上、コンプライアンス・リスク管理責任者を設置する。
- ② コンプライアンス・リスク管理責任者及びそれぞれの担当部署は、事業環境、災害、サービスの品質並びに情報セキュリティに係るリスクについて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布などリスク低減の施策に取り組む。
- ③ 当社グループ各社の部門を横断するリスク状況の監視は当社の内部統制部門が行い、各種契約をはじめとした法務案件全般については、当社の法務審査部門がその対応を行う。
- ④ リスク対応のうち重要なものについてはコンプライアンス・リスク管理委員会で審議を行い、職務権限規程に基づき決裁を受けたのち、対応にあたる。
- ⑤ 今後新たに生じるリスクについては、当社グループ各社における取締役会は速やかに担当取締役又は担当部署を定め、迅速な対応を行う。

(4) 当社グループ各社における、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は月1回の定例取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また、子会社の取締役会においても定例取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに、電子稟議システムの導入により社外からでも稟議の閲覧、決裁を可能とし、経営の意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。
- ② 当社グループ各社は、取締役、各関連部門の責任者などで適宜開催される各会議体の開催を通じ、各事業部門の業務執行状況につき検討を行い、適切な対応を実施する。
- ③ 各会議体においてはIT、電子媒体などを活用し、業務執行状況、審議資料を当該会議体の構成員全員が共有することにより、効率的な情報伝達を行う体制を構築する。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ各社は、会社として法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ親会社の内部統制との連携体制を構築する。
- ② 子会社に関する重要且つ基本的な経営に関する決定については、当社の職務権限規程並びに関係会社管理規程に基づき、当社の承認のもと実施する。また法令遵守体制について適切な管理及び指導を行うことにより、その業務の適正を確保する。
- ③ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告その他情報共有に関する体制を定める。
- ④ 当社の監査部門は、当社グループの業務監査を適宜実施する。
- ⑤ 当社グループ監査役は、親会社の監査役との間で、定期的に監査役連絡会を開催する等、情報交換並びに意見交換などの連携により監査機能の向上に努める。
- ⑥ 当社グループにおける法令遵守の厳格化、リスク管理の強化、情報管理の徹底、並びに業務の適正運用体制を確立するため、グループ規程管理規程を定める。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を設置すること又は、監査部員を監査役の職務を補助すべき使用人として従事させることができる。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人については、その人事、及び考課にあたり事前に監査役と協議し、その意見を尊重したうえでこれを実施する。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役の指揮命令系統から独立させ、監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 当社グループにおける取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループ各社において重大な法令違反及び事業活動に伴う事故などが発生した場合は、各社の取締役及び使用人は、その内容を各社監査役に遅滞なく報告する。なお、各社監査役が当該報告を受けた場合には、遅滞なく当社監査役にその旨を報告するものとする。
- ② 当社グループ各社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当社監査役に報告するものとする。
- ③ ①②の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための仕組みを定める。
- ④ 当社の常勤監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するものとし、当該会議において、取締役、各事業部門及び各関連部門の責任者又は、当社グループ各社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、経営に関する重要な決定、各部門の業務執行状況、コンプライアンス・リスクに関する重要な案件に係る具体的施策及び内部監査の実施状況などにつき定期的に報告を行う。また、重要な稟議書類の被報告者となり経営に関する重要な決裁事項を把握する。

(8) 当社監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い又は償還等を請求した時は、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでないことが明らかに認められる場合を除き、当社は所定の手続に従い、速やかにこれに応じるものとする。

(9) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査規程において、監査部門を監査役の行う監査の円滑な遂行に協力させ、もって監査効率の向上に努める。
- ② 監査役が意見の形成などのため、必要に応じて会計監査人及び顧問弁護士を活用できる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ① 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固たる態度を取り、このような勢力、団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、その旨をグループ規程である反社会的勢力排除規程に明文化し、周知徹底を図っている。
また、平素から当社総務部門が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、万一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。
- ② 新規取引先に対する与信申請及び契約締結に係る稟議申請の際に、新規取引先と反社会的勢力との関わりに関する事前審査を実施する。

2. 当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行を確保するための体制

- ① 取締役6名、社外取締役1名、監査役3名を構成員とする取締役会を開催し、経営の重要事項及び個別案件の決議を行っております。
今期は毎月1回の定例取締役会と5回の臨時取締役会を開催しております。
- ② 社外取締役は、専門知識と経験を有する人を選任し、適宜取締役会において意見を述べていただくことで、意思決定の妥当性を担保しております。

(2) コンプライアンス・リスクマネジメントのための体制

- ① グループ企業理念、グループ行動理念、グループ法令遵守基本方針を定め、社内に周知しております。
- ② リスク管理規程を定め、当社が対応すべきリスクの種類、リスク管理の体制等を記載しております。
- ③ 当社取締役であるコンプライアンス・リスク管理統括責任者のもと、当社各部門及び子会社に1名以上コンプライアンス・リスク管理責任者を設置しております。
- ④ コンプライアンス規程を定め、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底と社会的信用の向上を図っております。
- ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会規程を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク対応及びコンプライアンスの推進についての審議をしております。今期は5回開催しております。
- ⑥ 社外弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者の保護を定めた「内部通報者保護規程」を定め適切に運営しております。なお、内部通報窓口に対する通報内容等はコンプライアンス・リスク管理委員会や取締役会に報告しております。

⑦コンプライアンスに関する社内研修等の活動を行っております。

(3) 監査役職務の執行を確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等に出席しております。また、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性を向上しております。
- ②監査役会は常勤監査役2名（うち、社外監査役1名）、非常勤社外監査役1名で構成されています。今期は13回開催し、当社の監査について協議を行っております。
- ③監査部は監査役と密接な連携を取っております。
今期は毎月1回の定例会議及び年間3回の監査講評会を開催しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③長期前払費用

均等償却

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②株主優待引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績に基づき、当事業年度末における将来の株主優待券の利用見込額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。なお、アドアーズ株式会社は連結納税制度の適用要件を充たさなくなったため、当社を連結親法人とする連結納税グループから離脱しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

①担保に供している資産

建物	86,708千円
借地権	447,284千円
計	533,993千円

②上記に対応する債務

一年内償還予定の社債	21,760千円
社債	276,480千円
計	298,240千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額
(減損損失累計額を含む) 162,014千円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

アドアーズ株式会社 3,111,653千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	15,935千円
長期金銭債権	24,956千円
短期金銭債務	14,492千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

289,058千円

営業費用

164,345千円

営業取引以外の取引高

43,209千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

25,836株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

9,171千円

貸倒引当金

42,255千円

株主優待引当金

41,029千円

減価償却費

22,767千円

資産除去債務

8,932千円

税務上の欠損金

491,812千円

その他

7,486千円

繰延税金資産小計

623,454千円

評価性引当額

△620,529千円

繰延税金資産合計

2,925千円

繰延税金負債

未収還付事業税

△2,925千円

その他有価証券評価差額金

△3,314千円

繰延税金負債合計

△6,239千円

繰延税金負債の純額

△3,314千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社及び主要株主等	Jトラスト(株)	(被所有) 直接 42.92%	役員の兼任事務の賃借	本社ビル賃借等	53,541	敷金及び保証金	24,956

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.取引については市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
2.取引金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 子会社等

種類	会社名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	キーノート(株)	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任施設等の工事及び改修	債権放棄(注1)	40,649	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.連結納税に伴う法人税の受払額につき、債権放棄を行ったものであります。
2.取引金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社等	(株)オリブスパ(注1)	-	設備の賃貸株主優待券の発行	賃貸料の受取等	187,597	リース投資資産(注2)	240,509
				株主優待券の負担	79,972	短期貸付金(注2)	12,484
						長期貸付金(注2)	54,100
						前受金	16,114

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.当社取締役である藤澤信義氏が議決権の100%を実質保有するN L H D(株)の100%子会社であります。
2.これらの債権について、当社取締役である藤澤信義氏が保証を行っております。
3.取引については市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
4.取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 71円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円78銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

2018年4月9日開催の取締役会において、株式会社BIGFACE（以下「BIGFACE」）といいます。）が運営する「テレビ番組制作事業」の譲受に向けた基本合意書を締結することを決議し、同日付で基本合意書を締結いたしました。

(1) 事業譲受の理由

新たにライブ・エンターテインメント事業の開始に向けた検討を開始し、さらに事業の早期実現に向けてBIGFACEが運営する「テレビ番組制作事業」を譲り受けることにつき検討・交渉を開始してまいりました。

同事業におきましては、テレビ業界の最前線で活躍するスタッフを抱え、ドキュメンタリーやスポーツ、バラエティ等、幅広い番組制作の実績を有しております。また、これまでに培った演出力や予算管理ノウハウを活かし、企業のCMなど広告向けの映像制作にも進出するなど、当社が目指すライブ・エンターテインメント事業との親和性が高く、今後の事業基盤の構築に向けて寄与していくものと判断したため、同事業の譲受に向けた基本合意書を締結することを決定いたしました。

(2) 譲受する相手会社の名称等

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ①名称 | 株式会社BIGFACE |
| ②所在地 | 東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディング3階 |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 水野 英明 |
| ④事業内容 | テレビ番組制作事業、広告映像制作事業、パートナー事業 |

(3) 譲受の時期

2018年7月（予定）

事業譲受に関する契約締結の時期につきましては、2018年5月中を予定しております。

2018年4月9日開催の取締役会において、新たに子会社を設立することを決議いたしました。

(1) 子会社設立の目的

新たな事業としてライブ・イベントスペースの開設及び運営を行うことを目的として、新たに子会社を設立するものであります。

(2) 子会社の概要

- | | |
|------------|------------------|
| ①名称 | 株式会社KeyStudio |
| ②所在地 | 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 大出 悠史 |

④事業内容	ライブ・イベントスペースの開設及び運営事業
⑤資本金	100,000千円
⑥設立年月日	2018年4月13日
⑦出資比率	当社100%

2018年4月13日の取締役会において、新たに子会社を設立することを決議いたしました。

(1) 子会社設立の目的

新たな事業の早期実現に向けて株式会社BIGFACEが運営する「テレビ番組制作事業」を譲り受けることを目的として、新たに子会社を設立するものであります。

(2) 子会社の概要

①名称	株式会社KeyProduction
②所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 明珍 徹
④事業内容	テレビ番組制作事業
⑤資本金	100,000千円
⑥設立年月日	2018年4月18日
⑦出資比率	当社100%

9. その他の注記

(1) 有形固定資産の保有目的の変更

従来は有形固定資産の「建物」及び無形固定資産の「借地権」に含めていた不動産の一部について保有目的を変更したため、921,807千円をたな卸資産の「販売用不動産」に振替えております。

なお、当該資産921,807千円は当該事業年度において売却し、売上原価に計上しております。

(2) 企業結合等関係

共通支配下の取引等

①取引の概要

1.対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称	総合エンターテインメント事業、その他の事業（外貨両替所事業）
事業の内容	主として首都圏を中心とするアミューズメント施設の運営

2.企業結合日

2017年10月1日

3.企業結合の法的形式

当社を分割会社、当社の100%子会社であるアドアーズ分割準備株式会社（2017年10月1日に「アドアーズ株式会社」に商号変更）を承継会社とする会社分割

4.結合後企業の名称

アドアーズ株式会社（当社の連結子会社）

5.その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける主な既存事業において、それぞれの役割と責任を明確にし、事業活動に専念することが有効であり、積極的なM&Aの実施による機動的な事業再編やグループ全体の経営資源の最適配分を図ることで、更なる企業成長を目指すことを目的としております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。